

平成 19 年度産地づくり計画書

瀬戸市地域水田農業推進協議会

1 共通事項

( 1 ) 本協議会の範囲

本協議会の範囲は、瀬戸市とする。

( 2 ) 助成対象となり得る水田等の確認方法

水田台帳、過去の生産地調整実績等（畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。）

7月1日において、かい廃等が行われていないかどうか。

( 3 ) 生産調整実施者の確認方法

本協議会による現地確認又は、農業共済組合から提供された情報を基に、要綱第 6 により実施する。

( 4 ) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法

東海農政局消費・安全部地域第 1 課から提供された情報。

( 5 ) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件の全てを満たす場合における取扱い

同一年度内に、同一の交付対象者が同一ほ場において複数の用途の種類に取り組んだ場合、交付対象とするのはこのうちのひとつの取組とする。

ひとつの取組で複数の用途の種類の要件を満たす場合、重複して交付を受けることができるものとする。

同一ほ場で対象作物が 2 回以上作付けされる場合又は混作が行われる場合は、1 番単価の高いものにつき 1 回限り交付するものとする。

対象作物が、同一年度内に複数回栽培された場合は、そのうち一回を本助成の対象とする。

( 6 ) その他の共通事項

申請者が耕作している水田が本協議会の区域外にある場合は、当該水田が所在しているところの協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その協議会から依頼を拒

否された場合は当該水田は助成対象から除外するものとする。

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業

(1) 総括表

(単位：円)

		都道府県協議会 からの配分額	活 用 額				
			産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造 改革促進 事業	担い手集 積加算事 業
				稲作構造改革 促進事業分	担い手集積加 算事業分		
産地づくり交付金		917,000	917,000				
稲作構造 改革促進 交付金	基本部分	0		0		0	0
	担い手集 積加算	0			0		
計		917,000	917,000	0	0	0	0

記入上の注意

活用額の欄は、都道府県協議会からの配分額を基に、地域協議会の判断でそれぞれの事業の活用する額を記入すること。

(2) 用途ごとの活用計画

(単位：ha、円、円/10a)

用途 の分類 (記号 番号)	助成金の用途の名称	助成対象 面積	活 用 額				計	助成 単価	支払 時期	備考	
			産地づくり事 業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革 促進事業					担い手集積加 算事業
				基本部分から の活用額	担い手集積加 算からの活用 額						
111	生産調整の推進 (一般作物・特例作物)	5.0	250,000				250,000	5,000	3月		
	(永年作物)	1.0	50,000				50,000	5,000	3月		
	(景観形成作物)	1.5	150,000				150,000	10,000	3月		
	小計	7.5	450,000				450,000		3月		
111	農地管理への助成	1.9	38,000				38,000	2,000	3月		
7D3	協議会運営費		429,000				429,000		随時		
	米価下落等の補てん (基本部分)										
	米価下落等の補てん (担い手集積加算)	当年度分									
		(前年度分)									
	計		917,000				917,000				

記入上の注意

- 1 助成金の用途の名称の欄は、各用途ごとに記入すること。
- 2 前年度までの担い手集積加算の未払い分がある場合には、その欄に記入すること。

(3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等

(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	生産調整の推進
使途の分類 (記号番号)	1 1 1
具体的内容 [支出の項目]	生産調整推進のため、一般作物等を栽培したとき、個人、生産集団及び全作業受委託者に助成する。
効果	<p>転作作物の作付を計画的に行うことが可能になり、米の生産地調整の推進に資する。</p> <p>各作物についても、まとまったほ場で生産することを要件とすることにより、水田農業ビジョンに掲げた目標達成に資する。</p> <p>効率的な土地利用が図られ、耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。</p>
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者 次の全てを満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本協議会による生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている者。</li> <li>・ 作付確定面積の通知を受けていない農業者であっても、水稻の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。）を行っていないことが確認された場合、助成対象者となりうる。</li> </ul> <p>同様に、集荷円滑化対策の拠出を行っていない農業者等であっても、水稻の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。）を行っていないことが確認された場合、又は集荷円滑化対策実施要領第1の2のただし書きの規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合、助成対象者となりうる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本協議会の区域内への入作については助成対象としない。</li> <li>・ 水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長及び経営局長通知。以下「実施要領」という。）第5の2で規定されている助成水田において、権原に基づいて作物作付けを実施している農業者。又は全作業受委託等により実際の耕作を行っている農業者。</li> </ul> <p>実際の耕作を行っている農業者等とは、</p>

	<p>ア 実際の耕作者が当該助成水田に係る権原を有する農業者等から予め全作業受託を受けていること。</p> <p>イ 実際の耕作者が本事業の助成金を受取る場合、権原を有する農業者との間であらかじめ合意が整っていること。</p> <p>(備考)</p> <p>1 アの「全作業受託」とは、次に掲げる作業の区分すべてについて、それぞれの区分に掲げる作業のうち1つ以上の作業を受託しているものをいう。</p> <p style="padding-left: 40px;">耕起、整地 播種 収穫 乾燥、調整、出荷</p> <p>2 生産集団の構成員が規約等に定めるところに従って、自らの権原を有する水田等において行う作業については、当該生産集団が当該構成員から受託した作業として取扱うことができる。また、特定農業団体の構成員から受託した作業として収益配分に至るまで、組織として一元的に経理が行われて作業の内、自らの権原を有する水田等において行う作業については、当該特定農業団体が当該構成員から受託した作業として取り扱うことができる。</p> <p>3 実際の耕作者が1の の作業を行い、共同乾燥調製施設に1の の作業を再委託した場合における当該作業については、実際の耕作者が行ったものとみなす。</p> <p>助成水田要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施要領第5の2の助成水田に該当する水田</li> </ul> <p>対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象とする作物等は、別表とする。</li> <li>・通常の収穫をあげうるに必要な栽培密度があるとともに、普通の肥培管理が行われているものとする。</li> <li>・永年性作物で平成15年以前のもは対象としない。</li> </ul> <p>水稻栽培期間と重複しない作物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水稻の作付が行われていないことが確認できた場合とする。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">確認方法</p>	<p>作付面積の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実測、土地登記簿等の公的資料との照合等</li> </ul> <p>通常の収穫、通常の肥培管理がおこなわれていること、及び水稻の作付けが行われていないこと。</p> <p>現地見回り(確認日 水稻不作付け7月3日 飼料作物等、雑穀7月3日 野菜4月3日 7月3日 12月3日 景観形成作物4月3日 9月3日 永年性作物4月3日 7月3日)</p>

	<p>全作業受託者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受託契約書の写し</li> </ul> <p>永年性作物が平成15年以前のものでないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去の生産調整実績</li> </ul>								
<p>助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)</p>	<table> <tr> <td>飼料作物等、雑穀</td> <td>5千円 / 10a</td> </tr> <tr> <td>野菜</td> <td>5千円 / 10a</td> </tr> <tr> <td>永年性作物</td> <td>5千円 / 10a</td> </tr> <tr> <td>景観形成作物等</td> <td>10千円 / 10a</td> </tr> </table>	飼料作物等、雑穀	5千円 / 10a	野菜	5千円 / 10a	永年性作物	5千円 / 10a	景観形成作物等	10千円 / 10a
飼料作物等、雑穀	5千円 / 10a								
野菜	5千円 / 10a								
永年性作物	5千円 / 10a								
景観形成作物等	10千円 / 10a								
<p>単価調整の方法</p>	<p>農業者からの営農計画書を取りまとめた結果、助成に係る費用の合計が当初計画よりも上回ることが明らかになった場合、次式により単価調整を行うものとする。</p> $\text{調整後の単価} = \text{調整前の単価} \times \frac{\text{県協議会からの助成総額} - \text{協議会運営費}}{\text{助成に係る費用の合計}}$								

<p>助成金の使途の名称</p>	<p>農地管理への助成</p>
<p>使途の分類 (記号番号)</p>	<p>111</p>
<p>具体的内容 [支出の項目]</p>	<p>対象水田を水田としていつでも使える状態に管理することに対して助成する。</p>
<p>効果</p>	<p>米を作付けしないことにより、米の生産調整に資するとともに、水田を水田として保全することが出来る。</p>
<p>助成要件 [支出の対象]</p>	<p>交付対象者 次の全てを満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本協議会による生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている者。ただし、瀬戸市に在住するものであって全く水田を所有していない等の理由により、生産数量目標の配分を受けていない、または、集荷円滑化対策にかかる拠出を行う必要がないと認められる者については、生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている者とみなす。</li> <li>・ 作付確定面積の通知を受けていない農業者であっても、水稻の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。）を行っていないことが確認された場合、助成対象者となりうる。</li> <li>・ 権原に基づいて実際に作業を実施している農業者。</li> </ul> <p>助成水田の要件</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施要領第5の2の助成水田に該当する水田</li> <li>・ 調整水田とは、水を張ることにより常に水稻の生産力が維持される状態に管理された水田とする。</li> <li>・ 自己保全管理とは、常に耕作可能な状態に管理された水田とする。</li> </ul>
確認方法	<p>共通事項に準ずる。</p> <p>現地確認時（7月3日）に水稻が作付けされていないことを確認する。</p> <p>現地確認を7月3日に行い、調整水田又は自己保全管理が行われていることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施面積の確認</li> </ul> <p>実測、土地登記簿等の公的資料との照合。</p>
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	<p>調整水田・自己保全管理</p> <p style="text-align: right;">2千円 / 10a</p>
単価調整の方法	<p>農業者からの営農計画書を取りまとめた結果、助成に係る費用の合計が当初計画よりも上回ることが明らかになった場合、次式により単価調整を行うものとする。</p> $\text{調整後の単価} = \text{調整前の単価} \times \frac{\text{県協議会からの助成総額} - \text{協議会運営費}}{\text{助成に係る費用の合計}}$

助成金の使途の名称	協議会運営費
使途の分類 (記号番号)	7D3
具体的内容 [支出の項目]	<p>農業者等の営農計画書どおりの作付け及び適正な栽培管理が実施されているかどうかの現地確認を実施するために必要な役務費及び助成要件を確認するための必要な経費。</p> <p>協議会の運営を行うのに必要な経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 謝金</li> <li>・ 事務等経費</li> <li>・</li> </ul>
効果	瀬戸市地域協議会運営の執行が図られることで水田農業構造改革の推進及び米の生産調整と水田を活用した産地づくりの推進に資する。
助成要件 [支出の対象]	<p>事務費等経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議費：地域協議会開催にかかる会議費</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 印刷製本費：推進資料等印刷</li> <li>・ 通信運搬費：郵送代</li> <li>・ 備品費：ノートパソコン購入代</li> </ul> <p>謝金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 謝金：助成要件の確認に係る現地案内人の謝金</li> </ul>
確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務等経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>会議費：領収書、開催通知書、出席者名簿</li> <li>印刷製本費：領収書、成果品</li> <li>通信運搬費：領収書</li> <li>備品費：見積書、領収書、現物</li> </ul> </li> <li>・ 謝金：領収書、現地確認実施計画書、出席者名簿</li> </ul>
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	<p>事務等経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議費 <ul style="list-style-type: none"> <li>茶菓子代：年3回×400円×10名=12,000円</li> </ul> </li> <li>・ 印刷製本費 <ul style="list-style-type: none"> <li>推進資料印刷：1,400部×50円=70,000円</li> </ul> </li> <li>・ 通信運搬費 <ul style="list-style-type: none"> <li>郵送代：50人×3回×80円=12,000円</li> </ul> </li> <li>・ 備品費 <ul style="list-style-type: none"> <li>ノートパソコン1台及び付属品 250,000円</li> </ul> </li> <li>・ 消耗品費 <ul style="list-style-type: none"> <li>消耗品：5,000円</li> </ul> </li> </ul> <p>謝金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現地確認謝金：5,000円×4回×4名=80,000円</li> </ul>
単価調整の方法	<p>当初計画より実績が増加した場合は、他の構成団体からの助成により調整する。</p>

#### 記入上の注意

- 1 「(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等」については、各使途ごとに作成すること。
- 2 助成金の使途の名称の欄は、産地づくり事業に産地づくり特別加算事業を上乗せで実施する場合は、地域協議会が実施する使途の名称の後に、【産地づくり特別加算事業分】と記入すること。
- 3 使途の分類の欄には、交付金の使途の範囲、助成種別、助成方法によって分類することとし、記入にあたっては、別表の区分に従い対応する記号番号(1つの助成金の使途の名称に複数の使途の分類記号番号で区別される内容が含まれている場合は、原則として複数の記号番号)を記入すること。
- 4 具体的内容の欄は、どのような取組に対して助成金を活用するのかが明らかになるように、具体的に記入すること。(協議会自らの活動に要する経費か、農業者その他産地づくり計画書において助成の対象となり得る者への助成に要する費用かを明記すること。さらに、農業者その他産地づくり計画書において助成の対象となる得る者への助成に要する費用の場合には、経費助成なのか、その他奨励的な助成なのかを明確にすること。)

なお、産地づくり特別加算事業は、助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営に係る経常的な経費を内容とする用途には活用できない。また、産地づくり特別加算事業のうち担い手集積加算分からの活用は、産地づくり事業の担い手への育成に視する用途に限定されていることに留意すること。

- 5 効果の欄は、当該用途の種類に活用した際に得られる効果が、
  - (1) 地域水田農業ビジョンに掲げた目標の達成に寄与しているか
  - (2) 用途の分類の欄に記載する番号の内容に照らして適切かどうか
  - (3) 水田環境等の良好な保全に寄与しているかどうか
 といった観点から記入すること。  
 また、用途の分類の欄に記載する番号が複数ある場合には、それぞれの内容に照らして適切かどうかを明確に記入すること。
- 6 地域協議会が自らの活動に要する費用については、助成要件の欄には対象となる経費の種類（別紙11の内容の欄に掲げる経費に分類したものをいう。）とその具体的な内容を記入すること。
- 7 [ ]は助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営費に係る経常的な経費その他地域協議会が自ら行う活動に要する経費を記入する場合に読み替える項目名である。
- 8 前年度の取組に対して、今年度の地域協議会助成事業を活用して助成する場合は、「(1) 総括表」及び「(ア)産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各用途ごとの内容等」にその旨明記すること。

#### 4 需要量に関する情報

##### (1) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
654	654	
合 計	654	

##### (2) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報	第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
654	654	